

森町地域材利用推進方針

森町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、森町内又は北海道内の森林から産出され、森町内で加工又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

国の基本方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえ、町が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

本町の面積の 7.6% を占める森林は、カラマツやトドマツ等の人工林は林業生産活動に活用され、また、多種多様で構成される天然林は、豊かな水の確保や二酸化炭素を吸収し酸素を供給するのみならず、本町の特産品の一つでもある木炭の生産にも大きな役割を果たしており、町にとって貴重な財産となっております。

しかし、これまで木材などの林産物の供給を通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林からの生産される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に寄与されるものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。

こうした中、令和 3 年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

①町の取組

町は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針及び市町村方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、道又は市町村が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

町、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、本推進方針に基づき、法第8条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を推進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する建築物において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている JAS 製品の使用に努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第13条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努

めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第 14 条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を推進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①町が整備する公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

②町以外の者が整備する①に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会体育施設(図書館等)、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

①建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第 2 の 3 の (3) の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、CLT や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。

②建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの(以下「地域材製品」という。))の利用に努めるものとする。

③木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題

解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第2の3（1）の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

4 公共土木工事における地域材の利用の促進

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

第3 町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

1 公共建築物における木造化・木質化の推進

（1）木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の3（3）の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として全て木造化を図るものとする。

（2）木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが、関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当っては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

（1）木製家具等の導入の推進

町の公共建築物において導入する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

（2）グリーン購入の推進

町の公共建築物において導入する地域材製品については、「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものとする。

（3）木質バイオマスの利用の推進

町の公共建築物において導入する暖房器具やボイラーについては、木質バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

第4 建築物の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材製材業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の

規程に基づき、木材の利用が促進されるように地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、町は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 建築物等の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、町は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

町は、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

町は、町民への木質バイオマス利用の意義の普及啓発や、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備・施工においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

町は、優良な木造建築事例や土木工事事例のほか、新たな技術や木製品の幅広い普及PRに努め、関係機関と連携を密にし、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。